

報告事項 2

行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件について

このことについて、行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件の訴訟提起がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成25年7月4日

教 職 員 課

平成 25 年 7 月 4 日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件について

このことについて、平成 25 年 4 月 8 日付けで名古屋高等裁判所に行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件が提起されました（5 月 31 日訴状送達）ので、報告します。

1 当事者

控訴人 安城市在住の県民
被控訴人 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 控訴の趣旨

- （1）原判決を取り消す。
- （2）処分行政庁が控訴人に対してした平成 22 年 1 月 29 日付け行政文書不開示決定、平成 22 年 12 月 9 日付け行政文書不開示決定、平成 22 年 12 月 9 日付け自己情報不開示決定を取り消す。
- （3）訴訟費用は、第 1 審、2 審とも被控訴人の負担とする。

3 控訴の概要

【事案の概要】

控訴人が、平成 21 年 9 月からの 3 か月間に行った 400 項目余りの行政文書開示請求に対して、県教委が権利濫用等を理由に不開示決定処分をしたところ、当該処分の取消しを求めて提訴してきた。その後、控訴人が提起した 33 件の訴訟が、基礎となる事実関係や権利濫用等の不開示理由において共通していたため審理が併合された。

これら 34 件の事件について、平成 25 年 3 月 28 日、本件開示請求を権利濫用と認める県勝訴の判決が言い渡されたが、控訴人はこれを不服とし、名古屋高等裁判所へ控訴した。

※控訴の範囲は 34 件のうち上記 3 件である。

【控訴理由】

本件開示請求は適法なものであり、何ら違法性がない。また、原判決には事実認定及びその解釈に誤りがある。第一審は、陳述書を書いた職員を証人として尋問する機会が設けられていないなど裁判手続き上の不備があった。その結果、誤った事実認定がなされて結論（判決）が導かれた。

4 第 1 回口頭弁論期日

平成 25 年 8 月 23 日（金） 午前 10 時